

討 議 用 メ モ

定義

第1 「出会い系サイトの定義の問題及びその他サイトの問題」

1 出会い系サイトの定義の明確化について
(資料8参照)

2 健全な運営に取り組んでいる事業者と、悪質・無責任な事業者を明確に区別することについて
(資料9、資料10参照)

事業者の責任

第2 「届出制の採用、行政処分及び事業者の欠格事由の新設」

1 都道府県公安委員会に対する届出制を採用してはどうか(論点)
(「出会い系サイトの現状」(前回配付資料)P4参照)

2 この法律に違反した者は、行政処分(指示処分又は事業の停止命令)の対象としてはどうか。
また、事業者の欠格事由を設け、該当者は事業廃止命令の対象としてはどうか。
(論点)
(資料11参照)

第3 「削除義務の新設及びその関連事項」

1 事業者に、児童に係る書き込みを知ったときの削除を求めてはどうか。(論点)
(資料10、「出会い系サイトの現状」(前回配付資料)P11参照)

2 出会い系サイトに関係した児童被害の防止活動を行う民間団体(サイバーパトロールを行う団体等)に対し、公安委員会が情報提供()等の支援を行うこととしてはどうか。(論点)(例えば出会い系サイトのURL)

児童利用の防止

第4 「児童でないことの確認の厳格化及びその関連事項」

- 1 年齢の自主申告方式を一部廃止し、より厳格な確認方法を採用してはどうか。
(論点)
(資料9、資料10、「出会い系サイトの現状」(前回配付資料) P 11 参照)
- 2 児童の利用を防止するため、事業者が児童に利用させる行為を禁止してはどうか。
また、私人(第三者)が児童に利用させる行為を禁止してはどうか。(論点)

第5 「フィルタリングの普及促進」

- 1 フィルタリングの普及を促進するため、法律で保護者及び携帯電話事業者の責務(努力義務)を規定してはどうか。(論点)
(資料6別添参照)

第6 「児童に対する広告メールの送信禁止」

- 1 児童に向けた広告メールの送付を禁止してはどうか。(論点)
(「出会い系サイトの現状」(前回配付資料) P 7 参照)

その他

第7 第1から第6以外の対策等

- 1 児童被害が発生している事業者による自主規制として、ネット上で出会った異性との交際の危険性について、サイト上で注意喚起すること等を求めているかどうか(論点)
(「出会い系サイトの現状」(前回配付資料) P 12 参照)
- 2 事務局が提示している以外の課題
- 3 その他
 - ・ 警察における捜査の実態も考慮した上での現実に対応可能な対策の検討
 - ・ 海外における状況について